

## ■ 最近の改憲問題の動向

以下を、第18章 **もっと深く学びたい人へ** 「改憲問題」への補遺とする。

2012年12月の総選挙で、自民・公明の二党が3分の2の議席を制して政権を奪還し、また自民党と民主党に対して「第三極」を標榜しながら改憲を唱える政党も現れる中で、再び改憲への動きが加速してきた。そして、2015年9月には、従来の憲法9条の運用に重大な変更をもたらす安全保障関連法（自衛隊法や武力攻撃事態法、周辺事態法など既存10法を一括して改正する「平和安全法制整備法」と新設の「国際平和支援法」）が制定された。この間の動きを整理しておこう。

最初に提起されてきたものは、憲法改正手続を定める憲法96条の改定によって憲法改正の要件を緩和する「96条改憲先行論」である。しかし、国の最高法規としての憲法の改正手続が通常の法律よりも厳格であるのは、立憲主義の本質に属することであり（第18章2参照）、その観点からこうした動きには強い反対の世論が巻き起こった。

次に登場してきたのは、憲法解釈の変更によって憲法改正と同様の効果を引き出す「解釈改憲」の動きの強まりであり、とりわけ集団的自衛権をめぐる政府解釈の変更である。政府は、1954年の自衛隊創設の頃から個別の自衛権の行使とそのための実力である自衛隊は合憲であるとの見解をとって以来、集団的自衛権の行使は憲法9条に違反するとの立場を維持してきた（第2章3参照）。ところが2014年7月1日の安倍晋三内閣の閣議決定では、次のような見解が示された。

「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃（①）が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合（②）において、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許されると考えるべきであると判断するに至った」（①②はいずれも引用者が付した）。

②は、従来からの「個別の自衛権合憲論」の根拠の一つとされてきたものである。閣議決定は、これに関係づけることで、①のように「他国に対する武力攻撃」に際しての集団的自衛権の実力行使も「自衛の措置」として合憲とする新解釈を打ち出すに至ったが、果たしてこのような解釈が憲法9条について成立するか、また60年の長さ

にわたって国会論戦なども通じて繰り返し示されてきた「集団的自衛権違憲論」を一内閣の単なる閣議決定で変更してよいのか、強い批判が寄せられた。それは、平和主義を規定している憲法9条が意味するもの、それについて国会や歴代政府が示してきた見解を、時の政府の都合で安易に変えてしまうことへの批判であり、それに対する憲法学者や法律家を含む国民世論の反対を顧みようとしない政府・与党の姿勢への批判でもあった。2015年通常国会での安全保障関連法案審議における1960年の日米安保条約改定時に匹敵するような政府批判の盛り上がりは、こうした平和主義、立憲主義、民主主義のトータルな否定、憲法そのものの存在意義への「挑戦」に対する危機感に支えられたものである。

かくして成立した安全保障関連法には、①「存立危機事態」の際の集団的自衛権行使に歯止めはあるか、②「重要影響事態」などにおいて地理的限定がなく戦場地域の近くでも行うことになる自衛隊による「後方支援」は、他国の武力行使と一体化しないか、③他国軍の武器等防護のための自衛隊による武器使用は、実質的な集団的自衛権行使にならないかなど、多くの問題点が含まれている。これらの問題について、今後とも主権者国民による注視が求められよう。

すでに2013年12月には、防衛、外交、いわゆるスパイ活動、テロ活動防止など安全保障に関する情報のうち「特に秘匿する必要があるもの」を秘密指定し、取扱者の適性評価の実施と漏えいの処罰を定めた「特定秘密保護法」の制定（2014年12月施行）や国家安全保障会議の設置が行われている。2014年4月には、従来の「武器輸出三原則」に替わり「防衛装備移転三原則」が閣議決定され、武器輸出に対する規制が大幅に緩和された。これらに加えて安全保障関連法が制定（2016年3月施行）されたことにより、憲法9条の体制は、現在、重大な岐路に立たされている。

なお、自民党は、2012年4月に「日本国憲法改正草案」を発表した。これは、2005年の「新憲法草案」（第18章 **もっと深く学びたい人へ** 参照）の基本線を引き継ぎつつ、国防、国旗・国歌の尊重、家族の互助、憲法尊重など、国民に対して義務を課す規定が目立つ内容となっている。また、憲法9条に関連しては、「国防軍」の保持を明記し、詳細な緊急事態対処規定も置いている。これらは、日本国憲法の基本性格を根本から変更するものといえる。安全保障関連法などによってはずみのついた「解釈改憲」の動きが進み、それが許容できる限界にまで至った先には、こうした明文改憲の構想が控えていることを、私たちは主権者としてしっかりと見定める必要がある。

改憲問題は、いま憲法の意義を学ぶ上で、最大の試金石なのである。